

国際医療福祉大学医学部入学予定の皆様へ
「感染管理健康調査票」ご提出に関するQ&A

本学医学部入学手続き時に同封しております「感染管理健康調査票」のご提出にあたって、よくあるご質問について以下のとおりお答えいたします。

Q：なぜ入学前に抗体価検査やワクチン接種が必要なのでしょうか？

A：本学では、入学まもなく、病院見学や早期体験実習を行います。学内や病院施設等における感染拡大を未然に防止すること、及び適切な教育研究環境を確保するため、入学前にワクチン接種の有無、抗体を有しているかどうか、証明書を提出していただくことにしています。ご理解のほどお願い申し上げます。

Q：証明書類は母子健康手帳のみで良いのでしょうか？

A：母子健康手帳のみで接種状況が証明できない場合は、母子健康手帳の予防接種欄のコピーおよび接種証明書等ワクチン接種の受診が証明できる書類を提出してください。

Q：感染管理健康調査票は医療機関で記載してもらう必要がありますか？

A：医療機関での記載・証明が必要です。
かかりつけの医療機関に母子健康手帳や接種証明書を持参し、医療機関で転記、証明を受けてください。

Q：指定回数のワクチン接種を受診していますが、再度抗体価検査を行う必要がありますか？

A：再度抗体価検査を行う必要はありません。
指定回数のワクチン接種を終えている場合は、接種を証明できる書類を添付のうえ、感染管理健康調査票にワクチン接種日を記載し、医師の証明を受けてください。抗体価記載欄は数値がわかる場合のみ記載してください。

Q：幼少期に罹患していますが、改めてワクチン接種または抗体検査は必要ですか？

A：必要です。
幼少期に罹患していたかどうかのみでは十分とはいえません。母子手帳にワクチンの接種歴が記載されているか、ワクチン接種歴の記載がない場合には、受診時に医師の判断により必要に応じて抗体価検査を行い、抗体価が基準値未満の場合はワクチン接種が必要です。

Q：3回接種が必要なB型肝炎のワクチン接種は入学前までに何回接種しておけばよいですか？

A：B型肝炎のHBs抗体が陰性の場合には、入学前に1回目を接種してください。なお、入学後2回目および3回目の接種を完了しましたら、2回目および3回目の接種証明を成田キャンパスWA棟2階学務窓口まで提出してください。

Q：ワクチン接種を受診できない場合はどうしたらよいのでしょうか？

A：ワクチン接種ができない理由のわかる診断書をかかりつけの医療機関で受け、「感染管理健康調査票」とともに提出してください。

Q：「感染管理健康調査票」はいつ提出すればよいですか？

A：入学式当日、学生証を受け取る際に提出してください。